

○総務省令第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第十条第一号の規定に基づき、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第十条第一号に規定する総務省令で定めるものを定める省令を次のように定める。

令和元年 月 日

総務大臣 石田 真敏

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第十条第一号に規定する総務省令で定めるものを定める省令

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第十条第一号に規定する総務省令で定めるものは、精神の機能の障害により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附 則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第十条第一号に規定する総務省令で定めるものを定める省令 新旧対照条文

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第十条第一号に規定する総務省令で定めるものを定める省令（令和元年総務省令第 号）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第十条第一号に規定する総務省令で定めるものは、精神の機能の障害により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>〔新設〕</p>

○ 【参考】成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号） 新旧対照条文
競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。</p> <p>一 心身の故障により官民競争入札対象公共サービスを適正かつ確実に実施することができない者として総務省令で定めるもの</p> <p>二〇十二（略）</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。</p> <p>一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者</p> <p>二〇十二（略）</p>